

いなぎ苑

短期入所生活介護 重要事項説明書

< 令和 7 年 10 月 1 日 現在 >

1. 当苑が提供するサービスについての相談窓口

電 話 042-379-5500

担 当 生活相談員

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 介護老人福祉施設 いなぎ苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	いなぎ苑
所在地	東京都稲城市百村255
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (東京都1375100060号)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		兼務	1名
医師			1名		1名
生活相談員	社会福祉士・介護福祉士 社会福祉主事任用資格	2名	1名	兼務	3名
管理栄養士		1名			1名
機能訓練指導員	マッサージ師	1名			1名
事務職員		3名			3名
介護・看護職	看護師	2名	3名		5名
	介護福祉士	12名	7名		19名
	実務者研修修了				
	介護職員初任者 研修課程修了		4名		4名

員	認知症介護基礎 研修修了者			4名		4名
	その他		2名			2名

(3) 配置職員の職務内容は次のとおりです。

(介護老人福祉施設と一体的勤務体制)

- ① 管理者（施設長）施設の運営業務を統括します。
- ② 生活相談員 生活相談等及びサービスの企画、実施に関する業務を行います。
- ③ 介護職員 日常生活の介護及び援助を行います。
- ④ 看護職員 診察補助、健康管理、保健衛生管理を行います。
- ⑤ 管理栄養士 献立作成、栄養量計算、食事記録及び栄養指導を行います。
- ⑥ 機能訓練指導員 身体機能の低下防止、回復に関する業務を行います。
- ⑦ 調理員 調理業務を行います。
- ⑧ 事務員 庶務及び会計業務を行います。

(4) 同施設の設備の概要

定員 (短期入所分)		3名 (空床利用あり)	静養室	1室 2床
居室	4人部屋	14室 (1室33㎡)	医務室	1室
	個室	4室 (1室13.6㎡)	食堂	3室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室
			談話室	2室

3. サービス内容

- ①施設サービス計画の立案 ②食事 ③入浴 ④排泄 ⑤生活介護

- ⑥生活相談 ⑦健康管理 ⑧特別食(治療食)の提供
 ⑨ 理美容サービス ⑩所持品保管 ⑪レクリエーション

4. 利用料金等

(1) 施設利用料 (1日あたりの基本料金)

〈個室〉

	単位数	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時 自己負担額 1割
要支援 1	451 単位	4,884 円	489 円
要支援 2	561 単位	6,075 円	608 円
要介護 1	603 単位	6,530 円	653 円
要介護 2	672 単位	7,277 円	728 円
要介護 3	745 単位	8,068 円	807 円
要介護 4	815 単位	8,826 円	883 円
要介護 5	884 単位	9,573 円	958 円

〈4人部屋〉

	単位数	1日あたりの利用 料金	介護保険適用時 自己負担額 1割
要支援 1	451 単位	4,884 円	489 円
要支援 2	561 単位	6,075 円	608 円
要介護 1	603 単位	6,530 円	653 円
要介護 2	672 単位	7,277 円	728 円
要介護 3	745 単位	8,068 円	807 円
要介護 4	815 単位	8,826 円	883 円
要介護 5	884 単位	9,573 円	958 円

* 介護認定を受けていない方 (自立) で、短期入所を希望される場合、別途相談に応じます。

(2) 加算利用料 (全要介護度共通)

	加算項目	単位数	1日あたりの利用料金	保険適用時自己負担額1割
	機能向上連携加算Ⅰ (予防) (3月に1回を限度)	月100単位	月1,083円	月109円
	機能向上連携加算Ⅱ1 (予防)	月200単位	月2,166円	月217円
	機能向上連携加算Ⅱ2 (予防)	月100単位	月1,083円	月109円
	機能訓練体制加算 (予防)	12単位	129円	13円
	個別機能訓練加算 (予防)	56単位	606円	61円
	看護体制加算Ⅰ	4単位	43円	5円
	看護体制加算Ⅱ	8単位	83円	9円
	医療連携強化加算	58単位	628円	63円
	看取り連携体制加算	64単位	693円	70円
○	夜勤職員配置加算Ⅰ	13単位	140円	14円
	夜勤職員配置加算Ⅲ	15単位	162円	17円
	認知症緊急対応加算 (予防) (7日間限度)	200単位	2,166円	217円
	若年性認知症受入加算 (予防)	120単位	1,299円	130円
○	送迎加算 (予防)	184単位	1,992円	200円
	緊急短期入所受入加算 (7日 限度) (家族のやむ得ない事情が ある場合には14日)	90単位	974円	98円
	長期利用者提供減算	-30単位	-324円	-35円
	口腔連携強化加算 (予防)	50単位	541円	55円
	療養食加算 (予防) (1日3回を限定)	8単位	86円	9円
	在宅中重度者受入加算1	421単位	4,559円	456円
	在宅中重度者受入加算2	417単位	4,516円	452円
	在宅中重度者受入加算3	413単位	4,472円	448円
	在宅中重度者受入加算4	425単位	4,602円	461円
	認知症専門ケア加算Ⅰ (予	3単位	32円	4円

	防)			
	認知症専門ケア加算Ⅱ（予防）	4単位	43円	5円
	生産性向上推進体制加算Ⅰ（予防）	100単位	1,083円	109円
	生産性向上推進体制加算Ⅱ（予防）	10単位	108円	11円
	サービス提供体制強化加算Ⅰ（予防）	22単位	238円	24円
○	サービス提供体制強化加算Ⅱ（予防）	18単位	194円	20円
	サービス提供体制強化加算Ⅲ（予防）	6単位	64円	7円
○	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（予防）	所定単位数の 140/1000		
	(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（予防）	所定単位数の 136/1000		
	(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（予防）	所定単位数の 113/1000		
	(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（予防）	所定単位数の 90/1000		

※加算につきましては、国で定める体制要件・人材要件に適合した事業所が、策定する事の出来る要項です。基準に適合した場合又は支援させて頂いた場合には加算となります。

※実際には、総単位数から利用者負担額を計算し端数処理をするため、上記の金額から差異が出る場合があります。

※1日あたり費用（単位数×10.83）から「負担割合証」に応じた利用料金の金額になります。

（3）居住費・食費

利用者負担 区分	居 住 費		食 費
	4人部屋	個 室	

第1段階 利用者負担	0円/日	380円/日	300円/日
第2段階 利用者負担	430円/日	480円/日	600円/日
第3段階① 利用者負担	430円/日	880円/日	1,000円/日
第3段階② 利用者負担	430円/日	880円/日	1,300円/日
第4段階 利用者負担	1,085円/日	1,487円/日	1,980円/日

※ 食費 1日あたり 1,980円

(朝食 440円・昼食 800円・おやつ 90円・夕食 650円)

※ 滞在費と食費に関しましては所得に応じて、負担限度額が定められ負担が軽減されます。「介護保険負担限度額認定申請書」の提出が必要ですので、市役所介護保険課へお問い合わせ下さい。

(4) その他の料金

コーヒー・紅茶	2階3階フロアでの提供	1杯80円
洗濯代	原則入浴時の洗濯と衣類が汚れた際に洗濯します。	1回200円
電化製品使用料	テレビ	1日50円
	電気毛布・電気あんか	1日50円
	ラジオ・ラジカセ	1日10円
	その他の持込については要相談	
理美容費		2,000円
特別食	誕生会・敬老会・新年祝賀会	1,200円
嗜好品	実費負担となります	
趣味活動での材料費	実費負担となります	
病院受診などの送迎は自己負担になります。 付き添い料 1時間あたり 1,500円市内または5km以内 片道1,000円 (市外5km以上の場合は2kmにつき100円加算)		

(5) キャンセル料

入所前に利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無 料
②入所日の前日午後 5 時までにご連絡がなかった場合	1 日分介護報酬額の 3 割 + 食事サービス料 + 滞在費

(6) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者様が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用期間中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者様およびいなぎ苑職員の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(7) 支払方法

毎月、25日までに前月分の請求をいたします。

お支払方法は、翌々月4日に「口座自動振替」、または「郵便振り込み」にてお支払をいただきます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は利用月の2ヶ月前の1日からできます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

- ① 利用者様のご都合でサービス利用契約を終了する場合実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解

約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が他の介護保険施設に入所した場合
- ・利用者様がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

③ その他

- ・利用者様および利用者様の親族ならびに保証人が、いなぎ苑の職員または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの暴力、暴言などを行った場合。
- ・やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合は、1ヶ月前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針（理念）

- ・一人ひとりの人間性を大切に介護します。
- ・利用者本位であり、利用者の望み願いをできる限りかなえたい。
- ・穏やかでエレガントな気持ちを抱き、やすらぎのある人生を過ごしていただきたい。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
職員への研修の実施	有	年 3 回 研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	

身体的拘束	無	
-------	---	--

(3) 施設利用に当たっての留意事項

面会	面会時間 8:30~17:30 その都度 面会カードに記入してください。
外出、外泊	行き先と帰苑時間、食事の有無など職員にお申し出下さい。
飲酒、喫煙	指定された場所をお願いします。
金銭、貴重品の管理	トラブルのもとになりますので、必要以上の貴重品の持ち込みはご遠慮いただくようお願いします。
所持品の持ち込み	すべての私物に氏名をお書き頂き、所定の用紙に記載して下さい。常備薬につきましても、1回分ずつ日付けと名前の記入をお願いいたします。
施設外での受診	看護師等が必要と判断した時、ご利用者が不安を感じられた時は受診が可能です。
宗教・政治活動	施設内で、他の利用者に対する宗教活動および、政治活動はご遠慮下さい。
食べ物の持ち込み	安全上の為、持ち込みはご遠慮下さい。ご希望される方はご相談下さい。
ペット	持ち込み出来ません。

7. 協力病院

稲城市立病院

稲城市大丸1171 042-377-0931

8. 緊急時の対応方法

利用者様の健康状態に変化等があった場合には、あらかじめ登録されている家族及び保証人等の連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

緊 急 連 絡 先		
主治医	病院名	
	氏 名	
	電 話	
1	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	携帯電話	
	続 柄	
2	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	携帯電話	
	続 柄	

9. 非常災害対策

- ・防災対策 － 緊急体制に基づく
- ・防災設備 － 稲城市消防署検査済
- ・防災訓練 － 月 1 回実施
- ・防火責任者－ 高天 直樹

10. 事故発生の防止と発生時の対応

事業者は事故の発生防止の為、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める等、必要な措置及び適切な支援を行うよう努めます。事故が発生した場合は、ご家族、市区町村、関係機関等へ連絡を行うなど必要な措置を講じます。

11. 事業継続計画（BCP）の策定

災害や感染症等が発生した場合においても必要なサービスの提供を継続的に実施する為、平時より発動動作の確立、対応体制の整備、地域との連携、

研修、訓練等を定期的に行ない、災害、感染症等への対応策強化に努めます。

1 2 .高齢者虐待防止の推進

利用者様の尊厳の保持、人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性を未然に防止する為、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める等、必要な措置及び適切な支援を行うよう努めます。

1 3 .認知症に係る取り組みについて

事業者は認知症に係る研修の受講状況、取り組み状況等を介護情報公表制度において公表します。

1 4 .ハラスメント対策の強化

事業者は適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に講じます。

1 5 . サービス内容に関する相談・苦情

当苑のサービスに関するご相談・苦情については次の窓口で対応いたします。

① 当苑利用者様相談・苦情担当

担 当 生活相談員 及び 地域包括支援センター

利用時間 毎日 午前9時～午後5時

電話番号 042-379-5500

② 稲城市役所 高齢福祉課 介護保険係

利用時間 平日 午前9時～午後5時

電話番号 042-378-2111

③ 東京都国民健康保険団体連合会（国保連）相談指導課

所在地 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

利用時間 平日 午前9時～午後5時

電話番号 03-6238-0177

- ④ 介護相談員（第三者委員）が月1回来苑しております。お気軽にご相談下さい。（連絡先は1階ロビーに掲示しております）

16. 第三者評価の実施状況

第三者評価は実施しておりません。

17. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 永明会
代表者役職・氏名	理事長 永田 穂積
所在地	東京都稲城市百村255番地
電話	042-379-5500
定款の目的に定めた事業	1. 第一種 社会福祉事業 2. 第二種 社会福祉事業 3. その他これに付随する業務

短期入所生活介護にあたり、利用者様（又は保証人）に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者	所在地	東京都稲城市百村255番地
	名称	いなぎ苑
	代表者名	施設長 高天 直樹 印
	説明者	いなぎ苑 生活相談員
	氏名	_____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護について

の重要事項の説明を受けました。

利用者様

住所

氏名

印

保証人

住所

氏名

印

(利用者様との続柄)